

栃木県資源循環推進計画素案に対する提出意見とそれに対する栃木県の考え方

資料 3-1

1 パブリックコメントで提出された意見

○意見提出なし

2 市町からの意見

○意見提出：1市

○意見総数：5件

<p>区分の凡例</p> <p>A：計画案に反映させたもの</p> <p>B：既に素案に盛り込まれているもの</p> <p>C：今後の施策の参考とするもの</p> <p>D：計画案に反映できないもの</p>

No.	頁・項目 【素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】
1	【概要版】 P4及びP8	テーマ4「廃棄物・リサイクル産業の振興」の施策1について、P4で記載する「廃棄物処理施設…」と、P8で記載する「産業廃棄物処理施設…」は、記載の統一は必要ありませんか。	A	御意見を踏まえ、計画における記載を統一します。	—
2	【概要版】 P5及びP7	P5「2 廃棄物の再生利用」の施策1にある「一般廃棄物における分別区分の拡大」として、今後、廃プラスチックの分別が考えられるが、P7「1 資源循環に向けた処理体制」の施策3にある「焼却施設における熱回収」をするにあたり、廃プラスチックの焼却熱を利用した方が効率が良いという部分もある。異なるリサイクル手法に対し、どちらを推進していくのか。	B	廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の性状等に応じた適切な処理方法を推進する必要があると考えます。再生利用が可能な廃棄物については、できる限り再生利用を進めるとともに、再生利用が難しい廃棄物についても、焼却をする際に熱回収や余熱利用を図ることでエネルギーとしての利用を図ってまいります。	—
3	【素案】 P36 施策3-①	処理困難な一般廃棄物の処理についての産業廃棄物処理業者との連携について、具体的にどのようなスキームで処理が可能と考えるか。また、県は市町等に対し、どのように働きかけるのか。	B	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業者との連携については、廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定の活用を検討するなど、処理困難な一般廃棄物の処理に資する施設設置を促進します。 上記連携が可能な施設がある場合に、当該施設の所在市町に対して、①積極的に処分業許可の付与、②近隣市町の委託又は住民の直接搬入の円滑化について、協議・調整をします（一般処理基本計画への位置付け依頼も含む。）。 	P38 施策1③
4	【素案】 施策4-（趣旨）	「…事業者の保有状況の把握することが必要です。」の文章が、不自然なつながりになっています。	A	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・「…事業者の保有状況を把握することが必要です。」	P37 施策4（趣旨）
5	【素案】 P38 施策1-②	「…に特化した業務継続計画（BCP）策定する…」の文章が、不自然なつながりになっています。	A	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ・「…に特化した事業継続計画（BCP）を策定する…」	P38 施策1②

3 関係団体からの意見

○意見提出：2団体

○意見総数：24件

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】
1	P1 6行目	頻発する大規模災害 → 頻発するは削除したほうが良いと思います。	D	この5年間において、平成27年関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風等の大規模災害が発生している状況から、「頻発する」と記載します。	—
2	P2 (3)	・黄色の色分けの注釈がなく、色分けは不要と思います。残すのであれば注釈を入れたほうが良いと思います。	A	当該構造図については、廃棄物の処理フローを示す図として掲載しましたが、次期計画では新たに、廃棄物の処理フローを含む資源循環を表すイメージ図をコラムに掲載したことから、計画案から当該構造図を削除しました。	P3 (コラム1)
3	P3以降	・コラムについては、現段階で具体的な記載がないので何とも言えませんが、文字は小さすぎないように留意してください。	A	御意見を踏まえ、コラムを作成してまいります。	P3以降のコラム
4	P5以降、計画全般の図について	・図が小さくて見にくいので、もう少し大きくするか、選別したほうが良いと思います。	A	御意見を踏まえ、図表を作成してまいります。	P4以降の図表
5	P12、13 表9, 10	・グラフ化したほうが、変化がわかりやすいと思います。	D	当該表については、グラフ化するよりも表として掲載したほうが分かりやすいため、表として掲載します。	—
6	P14 図15, 18	・図15と図18を一つにし、図14, 16, 17は削除してもいいと思います。	D	図15と図18を一つに統一して記載するよりも、別の図として掲載したほうが分かりやすいため、別として掲載します。 図14、16、17については、本県の再生利用率及び減量化率の推移を確認するのに必要な図として掲載します。	—
7	P15 表12	・90%を超える数値については、理由を注釈してわかりやすくしたほうが良いと思います。	D	90%を超える数値について、当該箇所に注釈等を記載する場合、当該箇所以外にも注釈等を記載する必要があるため、頁総数に限りがあることから、記載しておりません。	—
8	P18	・エコグリーンとちぎについて、進捗状況を記載すべきではないかと思います。	D	現在整備を進めている県営処分場「エコグリーンとちぎ」の進捗状況については、工事の進捗が流動的であることから、記載しておりません。	—
9	P20 4行目	・4行目は南関東という表現であるが、6行目は具体的な県名が記載されており、表現は合わせたほうが良いと思います。	D	6行目については、隣接3県（埼玉、茨城、群馬）のみを指しているため、具体的な県名を記載していますが、4行目については、南関東に該当する全ての都県（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）を指しているため、具体的な都県名は記載しておりません。	—
10	P22 図24	・とちの環エコ製品の認定件数の後に、とちの環エコ製品の利用量を加えてはいいかでしょうか。	D	とちの環エコ製品の利用量については、製品毎に単位が異なり、総量として把握することが困難であるため、認定件数のみ記載しております。	—

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】
11	P24 図27	・施設設置者とは、令7条の施設を設置する排出事業者のことでしょうか。	B	御指摘のとおり、施設設置者については、令7条の施設を設置する排出事業者のことを指します。	P24 図27
12	P25 (5)8行目	・一部では処理が円滑に → 処理はほとんど進んでいないので、一部は削除すべきではないかと思います。	D	処理状況を踏まえ、計画素案のとおり、記載しております。	—
13	P26	・PCB廃棄物の処分実績を加えるべきと思います	D	PCB廃棄物の処理期限内の処理に向けては、まずは、PCB廃棄物を保有する事業者の掘り起こし作業が不可欠であり、作業の進捗状況として、県内の保管状況を記載しております。	—
14	P28以降	・予測値が空欄の指標が多くありますが、工夫して数値を入れるべきと思います。	D	予測値について、過去の実績等から予測可能な指標については、予測値を設定しておりますが、過去の実績等では予測が困難な一部指標については、予測値を設定しておりません。	—
15	P29 指標3	・現況、予測値が空欄の指標は削除し、安定型最終処分場の必要容量にかえたほうが良いと思います。	D	安定型最終処分場の必要容量については、指標として目標値を設定することは、困難であるため、指標に設定しておりません。	—
16	P30 指標2	・とちの環エコ製品の認定件数よりも、利用量にすべきと考えます。	D	とちの環エコ製品については、全体の利用量のうち、公共工事にて使用される製品の利用量が大半を占めており、公共工事の受注状況により利用量が変動するため、指標には設定しておりません。	—
17	P31以降 SDG s	・SDG sの表記が小さく、どのように配慮されているのかわかりませんので、表記を大きくするとともに、注釈も簡単に加えたほうがわかりやすいと思います。	A	SDG sと本計画との関連性について明記するとともに、用語集においてSDG sに関する注釈について記載しております。	P1（計画策定の趣旨）、P27、P47（用語解説）
18	P32以降	・プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針と本計画の関係について記載したほうが良いと思います。	B	「プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針」については、栃木県プラスチック資源循環推進条例に基づき策定を進めているところであり、当該条例と本計画の関係性については、計画の位置付けやコラムにおいて記載しております。	P1（計画の位置付け）、P33（コラム5）
19	P33 ⑤、⑥	・施策2の取り組みではないかと考えられます。	B	「施策1 高度なりサイクルシステムの構築」の具体的な取組である⑤リサイクル制度の普及啓発⑥再生利用登録者等の公開については、高度なりサイクルシステムの構築にむけたリサイクルルートの整備に繋がることから、施策1に位置付けております。	P34 施策1 ④⑤
20	P33 具体的な取組	・「建設、解体現場から発生する廃アスファルト、廃コンクリート以外の廃棄物についても、高度利用されるよう新たな利用促進を図る。」を具体的な取組に加えてほしい。	B	建設、解体現場以外から発生する廃棄物を原材料として使用した製品についても、とちの環エコ製品を通じて、これまでも利用拡大を図ってきたところであり、引き続き施策を推進してまいります。	P35 施策2 ①

No.	頁・項目 【概要版・素案時点】	意見の内容	区分	意見に対する考え方	頁・項目 【計画案時点】
21	P34 具体的な取組①	・具体的な取組①の2行目、需要拡大を図るとともにを、「需要拡大を図り、公共事業で自ら積極的に利用するとともに」として欲しい。	B	とちの環エコ製品については、公共工事における率先利用に向けた取組を進めてきたところであり、引き続き施策を推進してまいります。	P35 施策2①
22	P36 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保について	・廃石綿、太陽光パネルなど県内に処理施設がないものについて、処理体制を整えるだけで十分なのか、県内に施設を確保すべきではないかと思います。	C	県内だけでは処理が困難な廃棄物についても、他県での処理が可能であり、県内で当該廃棄物が停滞する状況ではないと考えております。 なお、引き続き、県内における廃棄物の処理状況を注視してまいります。	—
23	P38 施策1	・全市町に、一般廃棄物の最終処分場を設置するよう助言する内容の取り組みを入れるべきと考えます。	D	一般廃棄物の最終処分場の設置については、各市町の状況により対応が異なるため、記載しておりません。 ただし、各市町等にて構成する協議会を通じて、県内の処理状況についての状況提供を図ってまいります。	—
24	—	モノを生産し廃棄するという一方向だけでなく、資源として循環させるモノとして捉え直す意識を強調し、SDGs等社会情勢の変化を反映させているところは、新たな計画が始まるという印象づけを含め評価できる。ただし、SDGsに関してはアイコンだけではなく本文中に施策との関連性を明記した方が分かりやすいと思われる。 一方、排出事業者の現場では、自らの廃棄物の排出削減に努めつつ、中国等の輸入規制や技術の高度化による新たな処理困難物の発生など、目まぐるしく変わる廃棄物処理の情勢変化に日々対応している。 このような事業者の実情を踏まえ、計画に記載している廃棄物リサイクル施設の立地促進や、処理困難な廃棄物等の処理体制の確保等の具体的な施策については、スピード感を持って進めていただきたい。 また、事業者は、環境の視点のみでなく、経営上成り立つかどうかという視点も重要であるため、環境と経済の両立を目指した実現可能な目標を立てるなどバランスのとれた計画としていただきたい。	A	御意見を踏まえ、以下のとおり対応します。 ・SDGsと本計画との関連性について明記します。 ・本計画の推進に当たっては、社会情勢の変化等を意識した上で、リサイクル施設の立地促進等の施策実施に向けて、スピード感を持って施策を推進してまいります。	P1（計画策定の趣旨）、P27、P47（用語解説）